

民法のあゆみ

加賀山茂「民法六一三条の直接訴権『action directe』について（一一一・完）」阪大法学一〇二

鈴木禄彌「いわゆる直接請求権の承認をめぐる利益衡量」民商法雑誌七八巻臨時増刊号(1)

一 民法六一三条が賃貸人の転借人に對する直接請求権を認めめたものであることを、立法過程の検討によって確定し、そのような構成によって適法転貸借につわる諸問題が明快に解決される、と主張するのが、加賀山論文である。加賀山氏は、梅謙次郎・民法要義卷之三、法典調査会・民法議事録などによつて、民法六一三条がフランス民法典一七五三条を通じて発展した『action directe』の制度を導入したものにほかならない、と説いたのち、フランスにおける直接訴権概念にならって、「制定法または判例によつて特に保護に値すると認められた債権者が、債権の弁済を得るために、その債

権と密接な関連を持つ債務者の第三債務者に対する債権を、自己の名で、かつ、自己の権利として、第三債務者に對して行使しうる権利」（一〇二号八七頁）を、直接訴権（その名称にかかわらず、実体法上の権利）直接請求権であるとして、わが法でも認めようとする。立法過程の検討を通じて、民法六一三条によつて民法三一四条の先取特権を制限しようとすると、立法者の意思であつたことを確認している点は、注目に値する。この直接訴権の特徴は、(1)直接訴権の効力が生じたのは、第三債務者に対する債権の差押があつたときと、同様の効果を生じ、(2)債権者は（中間）債務者に対する他の債権者の競合を排除し得として挙げた諸効果を生じる。加賀山氏はかよくな効果を有する直接訴権を資料ないし転借料の支払關係に限定して認められる。換言すれば、直接訴権の要件の充足により、中間債務者の第三債務者に対する債権が、直接訴権を行使する債務者に移転することとなる。

二 右のように説いてきた氏は、民法六一三条の直接訴権の要件と効果について特に保護に値すると認められた債権者が、債権の弁済を得るために、その債権者に過失があるが、転借人に過失があるが債樁人には過失がないときでも、「転貸借契約の性質から、賃借人は賃借物の使用収益に関する転借人の過失について担保責任を負つてゐる」（一〇三号一一三頁）

て、以下のとく述べる。適法転貸借（背信的行為と認めるに足らない手段の事情のある無断転貸を含む）における、賃貸借契約に基づく賃貸人の権利の存在、転貸借契約に基づく義務の存在によつて、転借人に対する賃貸人の直接訴権が生じ、これを行使したときにその効果が発生する——ところで、民法六一三条の例外規定は、借賃の前払から一項後段の例外規定は、借賃の前払から「詐欺的な支払」を法律上推定するにすぎず、前払でも詐欺的でないことを転借人が立証すれば、賃貸人に対抗しうることに留意すべきである。賃貸人が転借人に對して直接訴権を行使するためには、賃借人に対する催告は必要でなく、賃借人の資力の有無も問題とならないが、訴訟で直接訴権が問題となるときは賃借人への訴訟告知を要する。直接訴権を行使したときは、転借人に対する直接の法律關係が発生し、一に直接訴権の特徴として挙げた諸効果を生じる。加賀山氏はかよくな効果を有する直接訴権を資料ないし転借料の支払關係に限定して認められる。換言すれば、直接訴権の要件の充足により、中間債務者の第三債務者に対する債権が、直接訴権を行使する債務者に移転することとなる。

梅博士の右の主張は正当ではないし、梅博士自身のこれまでの主張とも貫していない。（一〇三号一一三頁）として、賃借人に対する転借人の直接訴権を認めることにあることを指摘して、紹介を終える。

三 この論文は、立法過程をたどりフランスを探つております。そのことじたいを問題としても興味ある指摘が随所にみられるが、基本的に歴史的研究でもなく比較法的研究でもあります、すぐれてOrganicな研究である。その結論がすべて説得力をもつかはどもかくして、論旨は明快であり、フランス法に示唆を得ているといえ、構成的な法律学としては、高水準に到達していると思われ、民法学におけるこんごのひとつの方向を示すもの、と評価しうる。加賀山氏が直接訴訟権という発想を民法六一三条の解釈——これにかぎつても、民法六一三条の任意法規性をどう見るか、氏の論調ならば貸借人と転借人間に契約関係を認めめる結果となるのではないか、転借人の失火のさい賃借人に帰責事由のないときの理由づけは強引ではないか、等の疑問が生じないわけではない——にとどめるのか、それとも、中間省略登記請求などの制度にもこれを推及してゆこうとするのかは、興味をそそるところであるが、こんごを俟たねばなるまい。立法者の意思をいちおう根拠に据えながらも、論理一貫性を欠くとして立法者意思を誤り、と断定する手法から推すときは、氏の直接訴訟権なる発想が拡大される可能性を否定できるように思われる。そうだとすれば、氏とまったく対照的に、もっぱら精緻な利益衡量のものとに、直接請求権の認否を問う鈴木論文は、加賀山論文と

対比さるべき恰好の労作といわねばなるまい。

四 鈴木氏は、民法六一三条や自賠法一六条一項によって直接請求権——氏が、さしあたり金銭の直接請求権のみを念頭に置いていることに、注意する必要あり——が認められている場合以外に、なお直接請求権を認めるべきかを、つきの三例に即して検討する。すなわち、「(1)Mは、Yからその所有のブルドーザーを修理費Y負担の約定で賃借していたが、故障したので、Xに修理を依頼し、修理完了後に修繕代金未払のままでXから返還をうけ、その後間もなく倒産した。YがM方からこのブルドーザーを引き取ったとすると、Xは、Yに対して修繕代金の支払を求めうるか。(2)Yから商品を購入したMが、代金未払のままで、これをXに転売し、MX間の特約にもとづき、代金はXからYに交付された。XM間およびMY間の両売買契約がともに無効な場合、XはYに対し支払った代金の返還を求めるか。(3)Xから商品販売の委託をうけたMは、これを自己の名においてYに売渡し引渡したが、代金受領前に破産した。Xは、Yに対して代金の支払を求めうるか。」(三二三頁)というのである。これらにつき、X→Yの直接請求権を承認することによる具体的影響、直接請求権承認の法的構成と請求権者の優位の程度を精細に検討したのち、氏は、問題につき否定的態度を示し

ている。その理由はこうである。(1)(2)(3)につき直接請求権を認めるることは比較的容易ではあるが、(1)の場合に代弁請求権の代位行使という構成をとる以外は、XのG(Mの債権者)に対する排他的優位(加賀山流にいえば競合の排除、鈴木氏の用語では、確乎たる優位)「強い優位」をもたらすことはかなり困難で、Xの優位は、YがMに支払わないでいる——が認められている場合以外に、

五 鈴木氏のいうごとく、一般債権者はおむね社会的弱者であり、これをつねに念頭に置くことは、たしかに必要に

ちがないが、そもそも、当然に債権者が債務者の債権を手中に入れうる、といふのはきわめて例外であることも、喋々述べていることにはかかるという不安定なもの(「弱い優位」)(三三三頁)にすぎず、「このように、Yの気持一つでXの死命が制せられる」とは、とうてい合理的な解決とはいえない。(同上)からである。またもし、Xに強い優位を与えるべきかといえば、債権者平等原則の例外は、動産売買の先取特権のように、MのXに対する負債(Xの債権)と牽連関係の存するMの資産(動産・Yに対する債権など)につき制定法によって認められており、解釈によつて、この牽連関係をひろく承認するときは、社会的弱者である一般債権者を犠牲にする結果となるからである。結論として、鈴木氏は、「対第三債務者の直接請求権の承認という形での特定の債権者への強い優位の賦与は、解釈論としても立法論としても、広範にはこれを認むべきではなく、責任保険の場合のように、二つの債権の間の牽連関係がきわめて強く、特定の債権者の満足を他の一般債権者の犠牲において図つても、それがむしろはつきりと

衡平に適する場合にのみ、認むべきだ、ということになろう」(三三五頁)といふ。鈴木氏のいうごとく、一般債権者はおむね社会的弱者であり、これをつねに念頭に置くことは、たしかに必要に

ちがないが、そもそも、当然に債権者が債務者の債権を手中に入れうる、といふのはきわめて例外であることも、喋々述べていることにはかかるという不安定なもの(「弱い優位」)(三三三頁)にすぎず、「このように、Yの気持一つでXの死命が制せられる」とは、とうてい合理的な解決とはいえない。(同上)からである。またもし、Xに強い優位を与えるべきかといえば、債権者平等原則の例外は、動産売買の先取特権のように、MのXに対する負債(Xの債権)と牽連関係の存するMの資産(動産・Yに対する債権など)につき制定法によって認められており、解釈によつて、この牽連関係をひろく承認するときは、社会的弱者である一般債権者を犠牲にする結果となるからである。結論として、鈴木氏は、「対第三債務者の直接請求権の承認という形での特定の債権者への強い優位の賦与は、解釈論としても立法論としても、広範にはこれを認むべきではなく、責任保険の場合のように、二つの債権の間の牽連関係がきわめて強く、特定の債権者の満足を他の一般債権者の犠牲において図つても、それがむしろはつきりと石を投じたもの、と評価しうる。